

事務連絡
2025年3月17日

各分会長様
各県病労執行委員様

兵庫県立病院労働組合

ホテル等の宿泊料金が条例で定める宿泊料を超える場合の取扱いについて

日頃の取り組みに心から敬意を表します。

さて、観光需要の増加等によりホテル等（以下「宿泊施設」という。）への宿泊料金が上昇していることを踏まえ、職員等の旅費に関する条例（昭和35年条例第44号。以下「旅費条例」という。）に規定する額（以下「条例定額」という。）を超えて宿泊料を要する場合について、令和7年4月1日から当面の間、下記のとおり取り扱われると説明を受けました。

このことで何かありましたら本部中野までお願いいたします。

記

当局からの説明

1 条例定額を超える宿泊料を要する場合の特例

条例定額の宿泊料では宿泊施設を確保することができず、条例定額を超える宿泊料を要する宿泊施設（以下「条例定額超宿泊施設」という。）の利用を余儀なくされるときは、旅行命令権者は、経済性や合理性を踏まえた上、別紙基準額の範囲内で宿泊料を支給することとする。

2 宿泊料の額の計算

条例定額を超える宿泊料の額の計算については、領収書等に記載されている宿泊料金のうち、宿泊に係るサービス料、税及び必ず徴収される料金の合計額によるものとし、食事に係る費用その他有料サービスの利用料金は含めない。

ただし、当該合計額と食事に係る費用とが一体となっており、当該合計額から食事に係る費用のみを区分することができない場合の宿泊料の額には、食事に係る費用を含むものとする。

3 旅費申請時に添付する書類

旅費申請に当たっては、上記2に記載の領収書等宿泊に係る料金の内訳を示す書類のほか、条例定額超宿泊施設を利用することを余儀なくされることを示す書類（以下「条例定額超宿泊施設利用理由書」という。）を添付する。

なお、条例定額超宿泊施設利用理由書としては、例えば、宿泊施設が指定されている場合にあっては行事等の案内通知等が、それ以外の場合にあってはメタサーチサイト等で複数の宿泊施設や宿泊プランを確認したことを示すものが挙げられる。

4 実績の把握

ホテル等の宿泊料金が条例で定める宿泊料を超えた場合の実績について、全庁的に報告を求められることも予想されるため、各病院の総務・給与担当課で実績が把握できるようにしておいてください。

5 適用

令和7年4月1日から当面の間

※令和7年4月1日以後の宿泊から適用し、同日前の宿泊については従前の例による。

6 その他

Q&Aについては別紙参照